

反戦情報

2023・5・15 No.464

2001年2月9日第3種郵便物認可 第464号

2023年5月15日発行（毎月1回15日発行）

「あらたな戦前」の到来を許さない！



「あらたな戦前にさせない！ 守ろう平和といのちとくらし 2023 憲法大集会」(5月3日 東京都・有明防災公園)

〈巻頭言〉		〈沖縄報告〉	
原点にもどれ	2	ミサイルNO！ 南西諸島を非武装中立地帯に！	
『「新たな戦前にさせない！」憲法大集会に2万5千人 出 一首都メイン会場、熱気にあふれる一	3	日本は南西諸島に対する領土的執着を放棄せよ！ 沖本 裕司	15
〈宣言〉		〈大阪から〉	
2023年5月広島に集まるG7指導者における日本市民の宣言	5	維新がほぼ完勝した大阪の統一自治体選挙	
〈広島から〉		一選挙結果から見てくるものと今後の闘い一 寺本 勉	18
憲法22条1項違反の宮島入島制限		〈山口から〉	
一広島サミット、法律の定めもない一 田村 和之	8	野党共闘・平岡氏、自民世襲・岸氏に惜敗	
『はだしのゲン』削除問題の投げかけるもの		一衆院山口2区補欠選挙一	20
一広島市の平和教育は変質したのか？一 岸 直人	9	野党共闘・有田氏、無念、戦いを引き継ごう	
〈学術会議問題〉		一安倍元首相死去に伴う衆院山口4区補選一 山下 隆夫	22
学術会議法の改定見送りは新たな攻撃の始まり 小寺 隆幸	12	〈映画の世界243〉	
日本学術会議の勧告と声明	13	『教育と愛国』	鈴木 右文 23

「日本国民は……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……」

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。……

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

のつけからの長い引用をお許しただきたい。これは、日本国憲法前文の一部だ。これにつづいて、第9条1項、2項の「国権の発動たる戦争」と武力による威嚇または武力の行使は「国際紛争を解決する手段」としては「永久に放棄する」との定めがあり、「戦力の不保持」「交戦権の否認」を規定する。これらの諸規定は、いま読んでもひじょうに明瞭なもので、

〈巻頭言〉

原点にもどれ

まさに変えようもないものだ。

他方、岸田文雄政権が実行しようとしている「敵基地攻撃能力の保有」や「攻撃的兵器の保持」、「防衛費GDP比2%」や「防衛装備移転3原則への転換」など「軍事大国化」への諸手段は、誰が見ても明らかに憲法前文と対立する。従来国是としてきた「専守防衛」「武力不行使」「非核3原則」「武器輸出3原則」などは、外務省文

書からも記述が削除され(2016年)、なしくずし的に撤廃されようとしている。こうした「大転換」のきつかけになったのが、安倍晋三政権下の2014年7月1日に「集団的自衛権行使容認」の閣議決定をおこない、翌2015年9月19日に強行した安保法制の成立だった。前者では、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」場合等に、「必要最小限の実力を行使」することを認め、後者では、「武力攻撃事態」に加えて「存立危機事態」でも「防衛出動(武力行使)」を可能としたのだ。平たく言えば、共同行動をとる米軍への攻撃があつたときは自衛隊がこれに反撃でき、また自ら攻撃されずとも米軍が攻撃された場合に自衛隊が自

動的に参戦することになったのだ。そして、2017年5月3日、安倍首相の「自衛隊明記加憲」案が提示され、翌18年3月、自民党の改憲4項目が提案される。前者では、9条1項、2項は変えず「内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持」との一項を書き加えるというのだ。自民党案も教育無償化や合区解消などは憲法で明記するような項目ではない。核心は「自衛隊明記」である。

忘れてならないのは、「後法優先」の原則である。いくら「一項を加えるだけ」と言つても、後で成立した条文が先の条文に優先するという原則があるので、「戦力不保持」や「交戦権否認」を事実上、ひっくり返すことが可能になる。最後に、「反撃能力」の問題点を一点。自民党「新たな国家安全保障戦略等にむけた提言」(2022年4月26日)が、反撃の対象を「指揮統制機能も含む」としているが、軍司令部や政府関係機関まで含むことになる。全面戦争に拡大しかねないのだ。(編集部N)

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」場合等に、「必要最小限の実力を行使」することを認め、後者では、「武力攻撃事態」に加えて「存立危機事態」でも「防衛出動(武力行使)」を可能としたのだ。平たく言えば、共同行動をとる米軍への攻撃があつたときは自衛隊がこれに反撃でき、また自ら攻撃されずとも米軍が攻撃された場合に自衛隊が自

「新たな戦前にさせない！」憲法大集会に2万5千人

―首都メイン会場、熱気にあふれる―

日本国憲法施行から76年がたった5月3日、日本各地でそれを記念し、平和・暮らし・人権を守り、戦争に反対する意志を表明する「憲法大集会」が開かれた。



首都圏憲法大集会会場

うち首都圏では、会場の有明防災公園（東京都江東区）に約2万5000人が結集し、岸田政権が進める「大軍拡」「敵基地攻撃能力保有」に反対して、沖縄辺野古新基地建設と南西諸島へのミサイル基地建設・配備の中止をもとめ、安倍元首相時代から推進してきた改憲策動をストップさせ、「あらたな戦前にさせない!」とのアピールが表明された。主催は「平和」といちと人権を!5・3憲法集会実行委員会」。

「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」共同代表の高田健氏は、岸田政権が敵基地攻撃能力の保有を明記した安保関連3文書を閣議決定して戦争準備に拍車をかけていることを糾弾、「やるべきは平和の準備だ」と強調し、任期中に改

憲をめざすと公言した岸田首相を批判、全国からの闘いで阻止しようと挨拶した。

政党代表として立憲民主党・西村智奈美（代表代行）、共産党・志位和夫（委員長）、れいわ新選組・榎川万里（共同代表）、社民党・福島瑞穂（党首）の各氏が決意をのべた。

市民や学者からの連帯のスピーチでは、室蘭工業大学教授の清末愛砂氏が、自分は職場の労組委員長だが、「非常勤職員の時給数十円アップという要求を掲げて闘っている。しかし、これをあざけるかのように『安保3文書』実現のために軍事費総額43兆円の確保を優先する政治を行っている」と批判した。

沖縄大学地域研究所特別研究員の泉川友樹氏は、昨年は沖縄の本土復帰50年、日本国憲法の適用で県民は基地の整理縮小を期待したが、「実際

はご承知の通り」と何も進まなかったことを批判し、そうしたことを正當化する根拠が「中国脅威論」だとして、1972年の日中共同声明で「台湾は中国領土の一部」とする中国の表明を理解し尊重するとした約束を日本は忘れてはいけないと強調した。

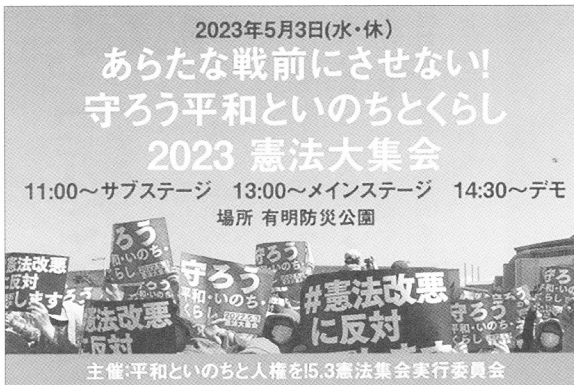
漫画家の東村アキコ氏は「漫画家だから政治的な発言はあまりしないようにしていたんですが、さすがに今はあまりにもおかしい。ターニングポイントだなんて感じているので声を上げました。皆さん声を上げていきましょう。私も軍拡反対を言っていきたい」と、呼びかけた。

「市民連合@新潟」共同代表の佐々木寛氏は、「今起こっていることは、日本国憲法が完全に背骨から砕かれようとしていること」で、安保法制で集団的自衛権の行使容認のうえに

米国と一緒に先制攻撃ができるというのは完全に憲法違反だと、つよく批判した。

そのほか、リレートークでは、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）の山岸素子氏が、衆議院法務委員会採決が強行された入管法改悪について、「日本で暮らす外国人の命をさらに危うくするもので、廃案を求めて皆で声を上げ続けよう」と呼びかけた。

鹿児島県西之表市の馬毛島が米空母艦載機訓練基地・自衛隊基地化さ



首都圏憲法大集会の案内

れようとしていることについて、「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」副会長の前園美智子氏は、戦争で標的となる危険などを指摘し「日本のどこにも基地はいりません。軍事基地反対の大きなうねりをつくりましょう」と訴えた。

行動提起として同実行委員会の小田川義和氏が「世論調査でも43兆円もの大軍拡には50%が反対し、軍拡増税には68%の人々が反対している。国会の内外では意識の乖離がある」と述べ、今日の集會にこれだけ多くの人が参加したことに確信をもち、政府の改憲策動を跳ね返していこうと呼びかけた。

●全国津々浦々で集会・デモ

このほか、全国各地で憲法大集會が開かれ、多くの人々が参加、憲法を踏みにじり戦争準備を進める岸田政権を糾弾した。

宮城県では「憲法を活かす県民集會」が仙台国際センターで開かれ800人が参加した。「みやぎ9条懇話会」など4団体の主催で元官房副長官補の柳澤協二氏が「軍拡ではな

く、戦争回避の外交を」と題した講演をおこなった。同氏は、「恐怖を与える『抑止力』ではなく、『安心供与』の外交で戦争の動機をなくすこと」を強調、日本が「戦争をしない国であり続けることを、世代を超えて広げよう」と訴えた。

愛知県では「憲法と生きる―多様性のある社会へ」と題する集いもたれ、オンラインを含めて1400人が参加した。フォトジャーナリストの安田菜津紀氏が、中学2年のときに亡くなった父が死後在日コリアンだと知ったと述べ、「今の日本を見ればなぜ語らなかつた、語れなかつたかが分かる」、「足もとのヘイトクライムや言葉の暴力を見過ごせば、いざれ身体的暴力や争いにつながる」と指摘、入管法改正は外国人の管理・監視を強化し、差別を法制化するもの、声を上げ歯止めをかけようと呼びかけた。

「憲法9条京都の会」などが主催する憲法集會が京都市の円山公園音楽堂で行われ2000人が参加、ジャーナリストの末浪靖司氏が講演、米世界戦略にそった安保3文書や改憲の動きを批判、「9条をめぐる情勢は重大、力を合わせて憲法を守る

う」と述べた。

大阪市では、北区扇町公園で「輝け憲法! 平和と命と人権と! 5・3 おおさか総がかり憲法集會」(主催 || 同実行委員会)がおこなわれ、約5000人が参加した。新外交イニシアティブ(ND)代表の弁護士・猿田佐氏がスピーチ、閣議決定された安保3文書が国際法違反や違憲状態にあると指摘、「憲法9条はいまもなお強いパワーがある。この平和運動を若い世代につなげよう」と訴えた。

山口市では、「憲法を守る山口集會」が開かれ、約130人が参加した。広島市立大平和研究所の河上暁弘教授が「憲法9条の理念と試練―ウクライナ危機後の日本と私たちの選択」と題する講演をおこない、憲法前文が、政府に二度と戦争をさせない、政府を民主的にコントロールし、戦争をさせない政治、平和を創り出す外交を実現させるものと強調した。

北九州市小倉北区では、「戦争国家」でよいですか?―安保3文書改定で消える「専守防衛」と題して、東京新聞の望月依塑子記者が講演、約500人が熱心に聞き入った。

(編集部N)

宣言

2023年5月広島に集まる G7指導者におくる日本市民の宣言

私たちは日本に生きる平和を望む市民です。

ウクライナ戦争はすでに1年以上



ウクライナ戦争停戦をG7に提案(4月5日)

つづいています。この戦争はロシアのウクライナへの侵攻によつてはじまりました。ウクライナは国民をあ

げて抵抗戦を戦つてきましたが、いまやNATO諸国が供与した兵器が戦場の趨勢を左右するに至り、戦争は代理戦争の様相を呈しています。数知れぬウクライナの町や村は破壊され、おびただしい数のウクライナ人が死んでいます。同時にロシア軍の兵士もますます多く死んでいるのです。これ以上戦争がつづけば、その影響は地球の別の地域にも広がります。ロシアを排除することによつて、北極圏の国際権益を調整する機

関は機能を停止し、北極の水は解け、全世界の気候変動の引き金となる可能性がうまれていきます。世界の人々の生命と運命はますます危うくなるのです。核兵器使用の恐れも原子力発電所を巡る戦闘の恐れもなお現実

です。戦争はただちにやめなければなりません。

朝鮮戦争は、参戦国米国が提案し、交戦支援国ソ連が同意したため、開戦1年と15日後に正式な停戦会談がはじめられました。ウクライナ戦争では、開戦5日目にウクライナ、ロシア二国間の協議がはじめられ、ほぼ1カ月後にウクライナから停戦の条件が提案されると、ロシア軍はキーウ方面から撤退しました。しかし、現実的な解決案を含むこの停戦協議は4月はじめに吹き飛ばされてしまい、戦争は本格化しました。

以来残酷な戦争がつづいてきたのです。開戦1年が経過した今こそロシアとウクライナは、朝鮮戦争の前例にしたがつて、即時停戦のために協議を再開すべきです。Casualty Zoumの声は今や全世界にあふれて

います。

幸いなことに、この戦争において、穀物輸出と原発については、国連やトルコが仲介した一部停戦が既に実施されています。こうした措置は、全面停戦の道筋となりうるのです。中国が停戦を提案したこともよい兆候です。ヨーロッパ諸国でも停戦を願う市民の運動が活発化しています。

G7支援国はこれ以上武器を援助するのではなく、「交渉のテーブル」をつくるべきなのです。

グローバル・サウスの中立国は中国、インドを中心に交渉仲介国の役割を演じなければなりません。

ウクライナ戦争をヨーロッパの外に拡大することは断固として防がなければなりません。私たちは東北ア

アジア、東アジアの平和をあくまで維持することを願います。この地域ではまず日本海(東海)を戦争の海にほしくない、米朝戦争をおこさせない、さらに台湾をめぐる米中戦争をおこさせない、そう強く決意しています。No War in Our Region! —— 私たちはこのことを強く願います。

日本は1945年8月に連合国(米英、中ソ)に降伏し、50年間つづけてきた戦争国家の歴史をすて、平和国家に生まれ変わりました。1946年に制定した新憲法には、国際紛争の解決に武力による威嚇、武力の行使を用いることを永久に放棄するとの第9条が含まれました。日本は朝鮮の独立をみとめ、中国から奪った台湾、満州を返したのです。だから、日本は北朝鮮、韓国、中国、台湾と二度と戦わないと誓っています。日本に生きる市民は日本海(東海)における戦争に参加せず、台湾をめぐる戦争にも参加することはない、戦わないのです。

私たちは、日本政府がG7の意を受けて、ウクライナ戦争の停戦交渉を呼びかけ、中国、インドとともに、

停戦交渉の仲裁国となることを願っています。
2023年4月5日

【賛同者】

○伊勢崎 賢司(東京外国語大学名誉教授・元アフガン武装解除日本政府特別代表)

○市野川 容孝(東京大学教授)

○上野 千鶴子(東京大学名誉教授)

○内田 樹(神戸女学院大学名誉教授、武道家)

○内田 正敏(弁護士)

○内海 愛子(恵泉女学院大学名誉教授、新時代アジアピースアカデミー共同代表)

○梅林 宏道(NPOピースデポ特別顧問)

○岡本 厚(元『世界』編集長、前岩波書店社長)

○加藤 登紀子(歌手)

○金平 茂紀(ジャーナリスト)

○姜 尚中(東京大学名誉教授)

○古関 彰一(独協大学名誉教授)

○小森 陽一(東京大学名誉教授)

○酒井 啓子(千葉大学教授)

○桜井 国俊(沖縄大学名誉教授)

○鈴木 国夫(「市民と野党をつなぐ会」東京共同代表)

○高橋 さきの(翻訳者)

○高村 薫(作家)

○田中 宏(一橋大学名誉教授)

○田中 優子(前法政大学総長)

○田原 総一郎(ジャーナリスト)

○千葉 真(国際基督教大学名誉教授)

○暉峻 淑子(埼玉大学名誉教授)

○西谷 修(東京外国語大学名誉教授)

○羽場 久美子(青山学院大学名誉教授)

○藤本 和喜夫(大阪経済法科大学元学長)

○星野 英一(琉球大学名誉教授)

○マエキタ ミヤコ(環境広告サステナ代表)

○水島 朝穂(早稲田大学教授)

○毛利 和子(早稲田大学名誉教授)

○吉岡 忍(作家、元日本ペンクラブ代表)

○和田 春樹(東京大学名誉教授)

【よくある質問】

1. 停戦は現実的に可能なのですか？

可能です。実際に、部分的には停戦が始まっています。

停戦は、一方の圧倒的な武力によ

る制圧および他方の完全な降伏が生じない時、交渉によって、双方の攻撃を止めることを言います。停戦交渉は、どちらかの完全勝利にならない限り、双方が必要とします。

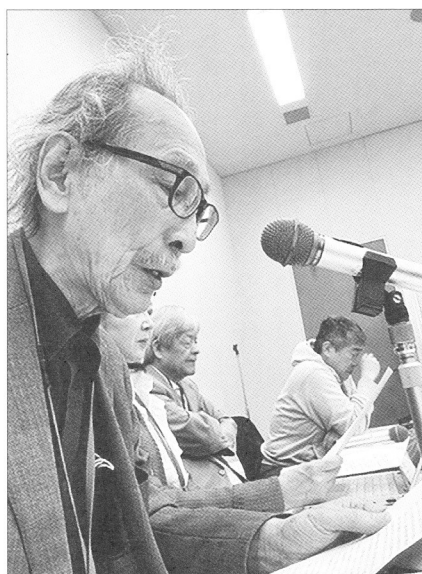
2. 具体的にどんなプロセスで停戦の交渉のテーブルをひらくのですか？

戦う人はみんな勝つと思って戦います。でも長く戦っていると疲弊します。当事者はなかなか「疲れた」「やめたい」と言えません。このままでは完全勝利はないと双方に声をかける第三者が必要です。この第三者が仲介者(リード国)となり、国連がリード国と一緒にあって、停戦の交渉を始めます。国連ではなく、アフリカ連合やASEANなどの地域組織が停戦の仲介を担うこともあります。

3. なぜ撤退ではなく停戦なのですか？

ロシアへの「撤退」の呼びかけだけが続けることは、両国の現状を考えると、「停戦」の呼びかけと実現よりも、時間がかかり、その間にも犠牲になる人が増えてしまいます。

宣言を読みあげる和田春樹氏(同)



はいましたが、なぜ「今こそ」なのでしょう？

この1年間で部分的な停戦がすでに起こり始めています。部分的な停戦の例として、人道回廊停戦はすでに国連の仲介で行われています。

また、IAEAを通じてザボリージャ

原発に国際監視が入りました。IAEAは原発停戦を呼びかけています。

停戦交渉が視野に入る条件の一つに戦況の膠着があり、要衝である「バフムート」において戦況が膠着しています。部分的な停戦の達成と戦況の膠着から、「今こそ」停戦なのです。

5. 停戦したとしてもすぐに破られてしまいませんか？

破られない停戦合意はありません。成功した停戦のケースでも、局地的に小さな戦闘が発生するなどの停戦合意違反が起こっています。でもそれが停戦のプロセスです。停戦は破られた「穴」を小さくとどめていき、終戦へと向かっていく動的なプ

ロセスなのです。

停戦合意が破られても、あきらめず、停戦を目指さなければなりません。

6. 国連の停戦監視団はいつも失敗している気がしますが大丈夫ですか？

突発的な戦闘が発生した際であっても、停戦監視団が存在することにより、双方の停戦に関する信頼関係が保たれます。そのため国連の承認を得たもの、全世界が参加している停戦監視団が望ましいのです。

7. 市民がG7首脳に呼びかけるなんて聞いてもらえなくて終り、無視されるだけ、になりませんか？

それはないと思います。つまり、G7首脳は、それぞれの国の民意を背負って来ています。その民意の一つが「ロシアが絶対悪」「ロシアを成敗する」、それによって戦争を止める、という論理ですが、これは戦争を激化させます。ロシアが絶対悪だから交渉せず、停戦せず、あくまでも戦う、というのは、ウクライナとロシアで犠牲になる人がますます増えるということを意味します。

停戦を求める市民(有権者)の呼びかけを無視すると不利になります。国のリーダーの行動には、国民に対する説明責任があります。果たせない場合でも説明がなされます。無視は、ありません。

(※編注・ウクライナ戦争1周年を期に、日本の知識人やマスコミ人が、G7広島サミットに集まる各国首脳たちに停戦の仲介を求める声明文を公表、4月5日に衆院議院第一議員会館で記者会見を開いてその内容を発表した。以上は、その内容である。

前号、本誌〈巻頭言〉でドイツの老哲学者ハーバーマスがウクライナ戦争への自己の立場を表明した内容を報告したが、戦線膠着のなか、ウクライナ・ロシア両当事者が、なんの展望もないまま、このまま闘い戦い続け、戦術的なエスカレーションを追い求めれば、いつか、取り返しのつかない結果——核戦争の危機さえ招来しかねないとの警告を発したことを、思い起こしてもらいたい。同じ考えを持つ日本の知識人の、より「現実的」な提案を、この際、熟考してもらいたい。編集部N)

「撤退」は「特定の領域が帰属する国」を定める必要があります。このとき、歴史を参照して「特定の領域が帰属する国」を定めることはできません。なぜなら参照する歴史上の時点によって、どちらの国にも帰属しうるからです。過去もまた多様なのです。

「撤退」がなされる時は、中立で公正な国際監視のもとに行われる住民投票によって決められる必要があります。しかしそれには段階と時間を要するので、まず無条件に「停戦」をして、その交渉を開始する必要があります。

4. 随分前から停戦と言っている人

憲法22条1項違反の宮島入島制限

— 広島サミット、法律の定めもない —

田村和之

G7広島サミット開催に合わせて、

広島県廿日市市宮島町と広島市南区元宇品で、大規模な「入島・入域制限」が行われる。本稿では宮島について、憲法・行政法上の問題点を検討する。

▼「識別証」を持たない者は

宮島入島禁止

1項）違反

日本国内の一地域である廿日市市宮島町に「入る」ことは、本来、憲法が保障する国民の自由であるところ、なぜ識別証がなければ、宮島地域に入れないのか。憲法22条1項は「何人も、公共の福祉に反しない限り、

廿日市市「G7サミット宮島地区説明会」の「開催報告」によれば、

G7首脳訪問に備え5月18日正午から20日午後2時まで「宮島島内への入島制限が行われる」という。「宮島へ入島する際には外務省が発行する識別証及び車両証が必要」であるとのことである。「識別証」を持たない者は、入島を禁止する措置である。

具体的には、次のような措置が講じられる。①「住民、通勤通学者等は識別証の提示により入島可能」。

②「宿泊の予約をキャンセルを願うこと」。

③「宿泊の予約を入れないこと」。

▼居住・移転の自由（憲法22条

居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と定める。旅行や移動が居住、移転の自由に属することは明白である。この自由は国民の「身体の自由」に関わるものであり、安易な「公共の福祉」による制限は許されない。以上は憲法学の定説である。

識別証を所持しない者は宮島への入島ができないとする措置は、きわめて強い移動・旅行の自由の制限である。法律の定めがなければ、このような制限を行うことはできない。法律によりこの措置を行うことができる場合であっても、制限は必要最小限のものでなければならぬ。

しかし、現在、日本国内の一定の

地域に立ち入ることを制限し、移動・旅行することを認めないとする法律は存在しない。いうまでもなく、識別証を所持しなければ宮島に入島できないとする法律も存在しない。

▼具体的な問題点・疑問

第一に、外務省が識別証を発行するというが、同省にこのような権限があるとする法律の定めはなく、発行は違法である。

第二に、5月2日、廿日市市は3千人余りの識別証の発送業務を開始した。外務省の指示・依頼があつたとはいえ、違憲・違法の識別証発行を同市が行うことは許されない。

第三に、5月18日から宮島口側にチェックポイントが置かれ、「保安検査」を実施することであるが、誰が行うのか。外務省職員が行うのか。それとも廿日市市職員や警察官などが行うのか。識別証を持たない人は、チェックポイント通過を拒むのか。

この措置は実力行使を伴うのか。第四に、チェックポイントを通過しない（別ルートで）宮島に入島した場合（入島しようとする場合）、どのような措置が講じられるのか。第五に、宮島フェリー運航会社は、

識別証を持たない人に乗船券を販売せず、乗船を拒否するのか。乗船拒否は海上運送法12条違反ではないか。第六に、前述の④は、事実上、憲法の保障する営業の自由の制限であるから、法律の定めが必要である。法律によりこの制限を行うことができるとしても、損失補償が必要である。

第七に、広島サミット県民会議は、「首脳等の移動ルートにある商店等にはシャッターを閉めてもらう」としている。これは法令に基づく措置ではない。従わなかったとき、何らかの強制措置が行われるのだろうか。

▼おわりに

「警備の必要」があれば何でもできるというのは、法治国家の在り方ではない。また、現在、信じがたいほど強い秘密行政が行われていることにも注意する必要がある。

（2023年5月6日記）

（たむら かずゆき／広島大学
名誉教授）

『はだしのゲン』削除問題の投げかけるもの

—広島市の平和教育は変質したのか?—

岸 直人

1. 漫画『はだしのゲン』削除

2月16日付の中国新聞記事で私たちは、初めて「ひろしま平和ノート（以下、平和ノート）」の小学3年生教材から漫画『はだしのゲン』が削除されたことを知って驚いた。2月22日には広島県原爆被害者団体協議会の抗議文を受け取った広島市教育委員会（以下、市教委）幹部が「こ

教材である。特に、作者中沢啓治さんの解説や、作品論などの多数の研究書や資料で多面的で多角的な学習課題を工夫して提示できる優れた平和教材であり、先人の実践の蓄積がある特別の平和教材だといえる。そういう意味で、広島市教委が『はだしのゲン』を削除したことは、人々に非常に大きなショックを与えた。オンライン署名Change.orgに20日間足らずで5万6000人以上の署名が寄せられたことは、削除ショックによるやむにやまれない切実な行動だったとも思える。なぜ市教委は「大きな話になると思わず」に『ゲン』を削除したのか、その理由を実証的に考えていく必要がある。

3. 改訂会議の合意形成なし

に『ゲン』削除

2023年2月8日開催の教育委

員会への事務局の報告は次のようになっていた。

「2013年から平和ノートの使用を開始し、2019年に改訂の必要性を検証するために広島市立学校平和教育プログラムと平和ノートの検証会議を開催した。2020年から2年間、検証会議の結果に基づき作業部会で試案を作成し、推進校で試行授業を行い、改訂会議で意見を加えて改訂試案を作った。」

検証・改訂両会議の議事録を読む限り「コイ」や「浪曲」についての意見はあるが、『はだしのゲン』を削除するという合意の記載はないし、差し替え教材の合意の記載もない。

しかし、第2回の改訂会議では作業部会からの差し替え教材についての審議が始まっている。私たちは市教委に作業部会の会議録の開示を求め、作業部会がどのように意思形成を行

い、なぜ『はだしのゲン』を差し替えたのかを明らかにしたいと考えている。また、作業部会の権限も明らかにする必要がある。差し替え権限のない組織が、明確な意思形成過程を経ずに『ゲン』を差し替えたのであれば、そこに『ゲン』を削除する意思が働いて削除したのではないかという、教育への不当な支配が疑われる問題が生じるからである。

4. 削除されたのは『ゲン』

だけではなかった!

ほかにも削除された重要な教材があった。

中学3年で教材「第五福竜丸」（編注・1954年3月1日、マーシヤル諸島ビキニ環礁でアメリカが行った水爆実験により被爆）が削除されていた。「第五福竜丸」の削除は原水禁世界大会誕生の大きな原動力に

2. 広島市の平和教育の大きな財産『はだしのゲン』

『はだしのゲン』は、子どもたちがゲンの言動に自分自身を重ねて、戦争や原爆被害の実相や戦争の不条理さを学ぶことができる優れた平和

なった反戦反核の市民運動の意義を削除することにもなる。

高校1年では、被爆者である中沢啓治さんのインタビュ記事から被爆体験が削除され、残った部分には中沢さんが原爆をテーマにした漫画を描く理由が短く述べられているだけである。削除された壮絶な被爆体験を読むことで、「…戦争は絶対にしちやいかん。核兵器を絶対になくしていかなくちやいけない」という強い思いが伝わるが、削除した記事では反戦反核の強い思いは伝わらない。『はだしのゲン』『第五福竜丸』『中沢啓治さんの被爆体験』が削除されたことで、平和ノートから反戦反核を願う市民の思いや運動が削除されたと言える。

5. 代わりに差し替えられた 主要な教材の問題性

差し替えられた主要な教材は、高校1年教材で美甘章子さんが父進示さんの被爆体験を描いた『8時15分〜ヒロシマで生きぬいて許す心』と広島市作成「美甘章子さんインタビュ映像」、中学3年教材での美甘章子さんの言葉と活動の紹介である。美甘章子さんは現在アメリカで臨

床心理医をしている広島市の被爆二世である。2020年に『8時15分』が映画化され、22年8月6日には広島大学のイベントで映画の上映会と舞台挨拶をしている。中学3年の教材には次の言葉がQ&Aとして使われている。

Q 父の美甘進示さんからの教え
A 「戦争ではどの国もひどいことをしていたし、日本も例外ではない。アメリカが悪いのではなく戦争が悪いのであって、立場の違う人たちのことを理解しようとしなさい、もしくは自分の利益追求に走つてしまふ人間の弱さが戦争につながる。どちらが悪いという考え方は全く意味がない」とたびたび説かれ、橋渡しをする人間になるように育てられました。

原爆を落とした「アメリカやアメリカ人を恨まず許そう」という美甘さん個人の意見を補助説明なく平和学習の結論のように生徒に提示することは適切とは思えない。「悪いのはアメリカ人ではなく、戦争だ」という父の言葉をそのまま受け入れ、

戦争の原因や仕組みを考えない美甘さんの抽象的な意見も適切な教材とは思えない。なぜなら平和教育は、事実を知ることを通して、戦争の原因や仕組み、非暴力による解決方法などを考え、戦争による「解決」を否定し、核兵器を非人道的な兵器としてその廃絶をめざす学習を進める教育であり、戦争の責任の問題を考えていく力を育てる教育であると私たちは考えるからである。平和教育のこのような性格は、日本国憲法の精神（平和主義など）に基づくものでもある。

この本『8時15分』は高校1年で教材に使用されている。そのあとがきに美甘章子さんは「共感と許す心こそが自分の感情の奴隷となることなく、より自由な物事の捉え方をすることができると」「どれだけ辛い目に遭ったか、どんなに不公平な出来事だったか、どんなにひどい扱いを受けたかについてじつと念じ続けてとらわれている状態から自らを解放できると、その分、自己成長と癒しのためのエネルギーと心の余裕が作り出せる」と述べている。これは被爆者たちに対して、「加害者であるアメリカに共感し許す心を持ちなさい」

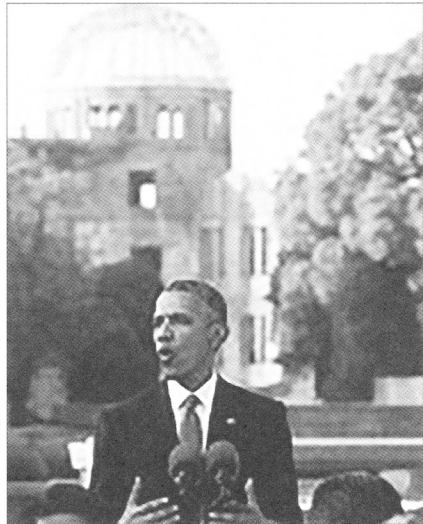
と一方的に主張していることである。さらに、「あの戦争で敵同士であった二つの国が、今は最強のパートナーとしての協力体制により、平和と協調が確立されたことを世界の人々に語りかけたい」とも述べている。あとかぎは教材には掲載されていないが、広島市教委は、日本はアメリカを「許し」「共感」して日米で平和をつくろうという美甘さんの主張を平和ノートのまとめのように位置づけている。この主張は必然的に「核の傘」の下の日米安全保障体制の肯定につながるもので、広島市の平和教育の目標である核廃絶とは異質なものだと思われる。市教委が美甘さんの主張を是認するのであれば、広島市の平和教育の方向が大きく変質したといわざるを得ない。

6. 日米パートナーシップ を強調する新教材

中学2年の教材には新たに、アメリカのオバマ大統領（当時）が2016年5月に広島平和記念公園を訪問した時の写真が多用されている。

この学習では、オバマ元大統領とローマ法王のメッセージと日本政府の考え方を比較して、「核兵器に対

中学2年の教材に新たに掲載されたオバマ元大統領の写真



法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険に晒すことを容認することになりかねず日本の安全保障にとつての問題を惹起する」ということである。

つまり、日本はアメリカの「核の傘」の下にいるため核兵器禁止条約を認めれば国民の安全が保障できなくなる。だから核禁条約は認められない、ということを生徒に理解させようとすることになる。

「平和学習」の単元目標を遠い未来の「核廃絶」にして、実際の学習目標は「アメリカによる核抑止政策を前提とした核軍縮の容認」に変質させているのである。

8. 変質したのか、広島市の平和教育

ひろしま平和ノートから、『はだしのゲン』『第五竜丸』『中沢啓治さんの被爆体験』が削除された。その代わりに、「アメリカによる核抑止政策を前提とした核軍縮」を容認するよいうな「8時15分」が主要教材として導

する様々な見方、考え方を「こ」とが主な学習になつていく。指導書には日本政府が安全保障の観点を考慮し、取組を粘り強く進めていることを板書例として例示している。すると、この写真の印象と合わせて、日本はアメリカとのパートナーシップ（別の言い方をすれば日米安保政策、核抑止政策）による安全保障が大事だという方向に生徒は導かれる学習設定になつていく。この学習をした後、中学3年と高校1年で美甘章子さんの作品に出会えば、一層日米のパートナーシップを肯定する方向に生徒は導かれていくだろう。

7. 核廃絶から核軍縮へ改訂平和教育プログラムの変質

削除された教材、差し替えられた教材は全体としてどういう意味があるのだろうか。ジグソーパズルに例えると、一つ一つのピースを組み合わせるのと、どのような絵が見えてくるのだろうか。そう考えるときに、中学3年の単元「持続可能な社会の実現」の新旧指導内容の変更がそのカギになるように思われた。

単元の目標「核廃絶に向けた…」は新旧変わらないが、学習1のねら

いが旧版「核兵器廃絶に向けた…」から新版「核軍縮への世界の動き…」に変わっている。また、学習1の指導案の目標が「核軍縮への世界の動き…」となつていて、学習内容の軸が核廃絶から核軍縮に変わつていくことが読み取れる。

さらに、中学2年学習2の指導書では生徒に外務省HPで日本政府の考えを理解させるようになっていくが、日本政府の考えとは端的に言えば、「核軍縮に取り組み上では、この人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要だが、核兵器禁止条約では、安全保障の観点が踏まえられていないので核兵器を直ちに違

入され、オバマ元大統領の多数の写真で、日米の核抑止を前提とした核軍縮の考え方に生徒を誘導しようとしている。こういう絵が見えてきた。では、だれが広島市の平和教育プログラムをこのような変質に導いたのかという疑問が生じる。会議で合意されてもいないのに教材が差し替えられたのなら、会議の外からなんらかの不正な力が働き、委員が審議もしない教材が導入されたという疑念が生じる。

平和ノートの教材『はだしのゲン』が削除された問題は、広島市の平和教育プログラムの変質の問題であり、もしかしたら平和教育そのものが破壊されるかもしれない問題だよ！とゲンには私たちに警鐘を鳴らしてくれたように思える。変質は私たち市民の知らないところでひそかに行われた懸念がある。私たち市民にはヒロシマの平和教育の変質を止めるために、ヒロシマの核廃絶の願いを変質させないために、この問題について丁寧に調査してその原因を明らかにしていく責任があると考えている。

（きし）なおと／「教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま事務局」

学会議法の改定見送りは新たな攻撃の始まり

小寺隆幸

4月20日、政府は国会での日本学会議法の改定を見送った。これは何よりも梶田会長を始め学会議が、ぶれずに毅然とした姿勢で政府に対応し、同月18日の総会で、最も強い意思表示である「勧告」（次頁掲載）を全会一致で採択した結果である。その姿勢は、各学協会や歴代の学会議会長5名連名の声明、熟慮を求める日本人ノーベル賞等受賞者8名の声明と海外のノーベル賞等受賞者61名の支持、学術の独立を支持する欧米のアカデミー代表の声、そして日本の市民や良心的メディアによる反対の世論に支えられていた。

この中で法案提出強行がG7広島サミットや今国会での様々な悪法の審議に影響することを恐れ、岸田政権は見送りに追い込まれたのである。

政府による法改定の狙いと、その再考を求めた学会議の意見について

では本誌1月号に記したが、その後も内閣府は学会議の意見を無視し、自民党PTの意を受けて法案作成を進めてきた。4月17日の学会議総会で内閣府は次の骨子を示した。

①菅首相による任命行為は適正であり、今後も適正になされる（今後も任命拒否はありうる?！）。

②産業界など5名による選考諮問委員会が会員選考に関わり、その意見尊重義務を法に明記する。

③その委員は、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI、議長は首相）の有識者議員及び日本学士院院長と協議して選ぶ。

④施行後3〜6年で見直しを行う。その際、学会議を法人化することも含むと法律に明記する。

政府や産業界の意に沿わない学者を排除する仕組みをつくる狙いが一層露骨になった。この発言に対し、17日の総会では「断固反対と言うべき」

「全員辞職とか強い行動はないか」「辞職すれば政府はCSTIに一本化する。先人が苦労してつくったものを守るべきだ」「学問の独立性が重要だと多くの国民の共感が得られるように」など4時間も発言が続いた。

翌日、政府に対する「勧告」と国民に対する「声明」（次頁掲載）が採択された。勧告は「日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場」を求めている。日本の科学技術力の低下が著しい中で、2004年の国立大学法人化以降の「選択と集中」政策や、科学技術政策におけるイノベーション重視の是非なども含め、学術のあり方を総合的に協議することを、しかも政府と学会議だけではなく社会に開かれた形で行うことを求めた。

だが、政府はこの勧告を真摯に受け止めるだろうか。「自分たちだけ

で人事を決めたいなら民間的組織でやるのも選択肢だ」（自民党・世耕参院幹事長）という声がかつそく上がっているように、今後学会議民営化の動きが始まるだろう。市民の中にも「政府から出るほうが独立性を保てる」という意見も存在しており、独立性についての理解を深める取り組みが急務である。

改めて押さえておこう。学会議は、政権のためでも国家のためでもなく、「平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、学術の進歩に寄与する」（日本学会議法前文）ために設立された。そして日本の学術が国家に従属し、戦争に利用された反省に立つて、憲法23条「学問の自由」を担保するものとして、政権や産業界の意向にとらわれず、国費で運営し政府に対する勧告権も有する独立した国の機関として設置されたのである。確かに欧米のアカデミーは政府の

中にはない。そもそも、国民国家ができる前から科学者の共同体として王政や教会などの権威に囚われず研究・発言してきたのであり、社会的信頼と財産を有し、政府も、時の政権の意向を超えた公的意見として尊重する。例えば昨年ベルギー政府は、コンゴでの植民地政策についてアカデミーに諮問し、600ページの報告を受け止めて植民地政策を正式に謝罪した。それに比べて日本の政治では、2015年の安保法制にほとんどの憲法学者が反対しても安倍政権が一顧だにできなかったように、政治は学術を都合の良い時に利用するものとしてしか見ていない。

今始まろうとしている軍事研究への科学者の動員（本誌4月号拙稿参照）のためには、軍事研究反対を掲げる学術会議の存在が障害となつてゐる。そこでまず人事を通して学術

会議を懐柔・骨抜きにすることを策したが見送られた今、自民党が強硬に主張する独立法人化の動きが始まるに違いない。独立後も当面政府が資金を出すと云うが、それは学術会議を資金面からコントロールするためであり、軍事研究に反対すれば「国益」に反すると非難し、資金を絶つに違いない。学術が再び国に従属する危険が迫つてゐる。学問の自由、学術の自律と独立を守るために、大学で、地域で議論を始めていきたいと思う。その一環として5月6日に東京・町田市で田中優子前法政大総長の講演会「平和のための学問と大学のあり方」を開催した。軍事研究の問題から憲法まで、参加した260名の市民にわかりやすく話されている。「UPLAN田中優子」で検索すると映像を見ることができ、（ここで）たかゆき／軍学共同反対連絡会事務局長）

【勸告】日本学術会議のあり方の見直しについて

2023年4月18日 日本学術会議

標記について、日本学術会議法第

のとおり勧告します。

5条の規定に基づき、日本学術会議第187回総会の議決により、下記

政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第211回国会（通

常国会）への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわ

たる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである。

【声明】「説明」ではなく「対話」を、「拙速な法改正」ではなく「開かれた協議の場」を

2023年4月18日 日本学術会議

この声明は、日本学術会議第187回総会において決定したものである。

透明性を欠いた決定と言わざるを得ず、その理由も示されていない点で、最低限の説明責任も果たされていません。そして、今日にいたっても解決していません。このような状況の下ではありましたが、世界の変化が著しく加速しつつある21世紀におけるアカデミーの役割を改めて明確にするために、日本学術会議は自らの改革についても検討を開始しました。

日本学術会議法にはこのような前文があります。

その際、日本学術会議はアカデミーの本質的要件として5要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を提起し、今後のアカデミーの果たすべき役割、現行体制のもとでの日本学術会議の改革方策などを包括的

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」

これが昭和24年に設立された日本学術会議の基本的精神です。

第25期（2020年10月から3年間）における日本学術会議の活動は、総理大臣による理不尽な任命見送り問題の解決への取り組みから始まり、政府による任命見送りは、

13 反戦情報 2023.5.15 No.464

に検討したうえで、2021年4月に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表しました。そして、ここに記した改革方策を着実に実行するとともに、科学技術担当大臣との対話も開始しました。

しかし、政府の考え方を示した方針の公表という当初の約束が果たされないまま、2022年8月に担当大臣が交代し、その後、新たに日本学術会議担当となった大臣のもとでも政府方針は公表されず、実質的な対話のないままに推移しました。そして、2022年12月に唐突に日本学術会議法の改正という政府方針が一方的に通告されたのです。

われわれは、何の対話もないまま突如政府方針が公表され、その後直ちに1月から始まる通常国会に法改正案を提出するというやり方は拙速であるとの声明を出し、改めて広く学術に関わる関係者を交えた開かれた協議の場を設けて、われわれの報告書も踏まえ、真に日本の未来の学術の発展のために必要な改革の方策について議論すべきであると主張してきました。しかしこの提案は一顧だにされず、内閣府の担当者から、今通常国会に提出を予定されている

法改正案についての一方的な「説明」を受けるのみの状況です。われわれは法改正案の検討状況の「丁寧な説明」を求めているのではなく、日本学術会議がより良い役割発揮をするためにどうあるべきかについて「真摯な対話」を求めているのです。

われわれの懸念は、「日本学術会議法の前文にあるように「科学者の総意の下」に設立された本会議に関する法改正案を当事者との真摯な対話のないままに内閣府が独自に策定するという手続上の正統性の問題に加えて、提案されている法改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定そして日本学術会議の存在自体を否定するかのようなフォロワーシップ方針などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性にあります^{*1*}。^{*2*}この点で、国内外の研究者や学術団体からは、日本学術会議が提起する懸念を共有する声が届いています^{*3*}。

17世紀にヨーロッパ各国でアカデミーが設立されて以来、学術の健全な発展のためには時の権力や宗教の介入を遮断することが重要という認識がはぐくまれてきました。そしてその際に考えられていたことは、政

府などの権力から独立し、自律的に発展する学術がもたらす多様な見解によって、われわれの社会や世界の理解が豊かになり、そのことを通じて人類の福利への貢献が期待できることでした。学術は学術固有の時間軸のもとで編み出された論理と判断によって正当とされる見解を生み出します。この独立と自律を旨とする営みとしての学術を社会の中に備えること、これは文明の作法ともいえるべき事柄です。それゆえ、今回の日本政府の法改正によって、日本の国際的な評価や信頼が傷つけられるのではないかと懸念が生まれま

す。また、国内的にも政府と学術界の信頼関係を蝕み、研究力の低下を引き起こし、さらには学術が社会に貢献するという役割が損なわれるおそれがあります。

もとより、アカデミーの設立に際しては、それぞれの国の歴史や社会、法制度を踏まえたくて、先に述べた5要件を実現していくことになり、その姿は多様になります。われわれは、この点も踏まえたくて、日本における「より良き」アカデミーのあり方についての報告書を取りまとめ、その実現に取り組んでいきます。

このような考え方のもとでわれわれは政府に対して、今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることを求めているのです。今回の法改正を「日本の学術の終わりの始まり」にしてはならないと考えるからです。

*1・内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項(第186回総会による声明に関する説明)(令和4年12月27日)
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s186-setu-mej.pdf>
*2・2月16日第338回幹事会における内閣府からの「検討状況」説明についての懸念事項
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/339-kenen.pdf>

*3・日本学術会議の在り方について(政府方針、懸念事項など関連資料)※日本学術会議の在り方についての方針に対する声明一覧等を掲載しています。
<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

〈ミサイルNO！ 南西諸島を非武装中立地帯に！〉

日本は南西諸島に対する領土的執着を放棄せよ！

2023/04/16 沖本裕司

● 実戦のための低空飛行が へり墜落事故の引き金

沖縄県宮古島沖を偵察飛行訓練中の陸上自衛隊UH60JAへりが墜落した。このへりは、米国シコルスキー社とのライセンス契約に基づき25年前から三菱重工が国産化したもので、連絡及び輸送、支援任務など多用途に用いられる。へりは宮古島の北西にある池間島から伊良部島へ向けて低空での飛行中、SOSを発することなく突如墜落し、海面に激突した機体は10人の陸自隊員もろとも水深約100mの海底に沈んでいると思われる。熊本第8師団長ら幹部と乗員合わせて10人の隊員の捜索は難航している。

防犯カメラの映像には、最低安全高度（150m）ストレスかそれ以

下と思われる低空で飛行するへりの墜落直前の姿がとらえられていた。

また、池間島の高台からへりを見たという元陸自の男性によると、「海面付近を低空飛行していた。すごい演習をしているなど見ていたが、少し目を離したすきに見えなくなつた。異常な音は聞こえず、勢いよく沈んでいったのではないか」という（琉球新報4月15日付）。低空飛行は「航空偵察という任務飛行」（森下陸幕長）だつた。今のところ事故の詳細は不明だが、沖縄の島々が戦場となることを想定した実戦のための低空飛行が墜落事故の引き金となつたことは間違いないだろう。

日本政府は、南西諸島に暮らす155万人の人々が望んでいないにもかかわらず、与那国・石垣・宮古・沖縄・奄美に連なる対中ミサイル基地網の建設・部隊配備を急ピッチで進

めてきた。日米同盟を最優先する日本政府が島の人々の反対や不安を押さえつけて、強権により実行してきたのだ。それによりアメリカからは賞賛の言葉を得たが、様々な準備不足やあつれきが積み重なつていたであろう。その中で、墜落事故が発生した。10人の自衛隊員は、日本政府による南西諸島ミサイル基地建設強行策の犠牲者であると言わなければならぬ。

南西諸島の自衛隊ミサイル基地建設を歓迎しているのは、米軍と自衛隊幹部、軍需産業と政権周辺の政治家や評論家たち、地域のボスたちである。多数の住民は反対している。にもかかわらず、ミサイル基地化が実現されていくのは、内閣支持率が半数を割り込み30%台になろうとも強権を行使することのできる国家権力の強さ・怖さであると共に、多数

の反対の意思が国の政治に反映されない議会制民主主義の欠陥である。沖縄の島々を戦場に想定した一切の「有事」訓練を中止せよ。南西諸島の陸自ミサイル基地建設を止め、自衛隊は宮古島から撤収せよ。

● 沖縄県の地域外交室 が始動

沖縄県は新年度の4月1日から知事公室の下に地域外交室を立ち上げた。室長には前年度、基地対策課調査班長だった玉元宏一朗さんが就き、当面3人体制で、今年度中に今後の活動内容などを示す「地域外交方針」を策定する計画だ。全国の道府県の行政組織で「外交」と名の付くのは他に群馬県と静岡県にあるというが、沖縄県の場合、その独自性と政治性においてはるかに特徴的だ。4

月7日に県のHPに開設された地域
外交室のHPから引用すると、その
目的は以下の通り。

〈地域外交室の設置目的〉

沖繩は、いにしへの琉球王国時代、
日本、中国、東南アジア諸国等とつ
ながることで独自の国際ネットワー
クを構築し発展してきた歴史を有し
ています。沖繩はアジア・太平洋地
域との地理的近接性や豊かな自然環

境など、他の都道府県にはない優位
性として活かせる様々な要素を有し
ており、人、モノ、資金、情報等が
地球規模で行き交う現代、その優位
性は、様々な分野での交流の中でこ
そ発揮されます。

沖繩県は、「新・沖繩21世紀ビジョ
ン基本計画」に基づき、観光、経済、
環境、保健・医療、教育、文化、平
和など多様な分野で築いてきた知識
や経験、ネットワーク等を最大限に



連日続く埋立土砂搬出阻止行動(本部塩川港4月5日)

活用し、アジア・太平洋地
域の平和構築と相互発展に
向け、独自のソフトパワー
を生かして積極的な役割を
果たしていきたいと考えて
います。

このような取組を推進す
るため、地域外交室を設置
しました。

地域外交室の活躍と発展
を願わずにはいられない。
日本政府は「日米同盟」を
金科玉条のごとく絶対視
し、「自由で開かれたアジ
ア太平洋」を守ると言いな
がら、実際には中国に対し
開くのではなく閉じようと

封じ込めに懸命になって、南西諸島
の軍事基地増強に突き進んでいる。
外交は政府の「専管事項」ではない。
「民間外交」も「自治体外交」も存在
する。沖繩が政府から独立し、平和
外交の旗印を掲げて独自に交流に踏
み出す意義ははかり知れなく大きい。

●独自の平和人権行政を 進める沖繩県

2期目の玉城県政は地域外交室に
とどまらず、復帰50年の「建白書」
実現や「反ヘイト条例」の制定など、
独自の平和人権行政を積極的に進め
ている。

① 辺野古新基地建設反対は行政の柱。
沖繩防衛局の辺野古・大浦湾埋め
立て変更申請に対する不承認処
分。福岡高裁那覇支部での二つの
関与取り消し訴訟での不当判決に
対し、沖繩県は4月10日、最高裁
に上告受理申立理由書を提出した。
玉城デニー知事は「憲法が司法に
託した法の番人としての矜持と責
任の下、公平・中立な判断を期待
したい」と述べている。裁判官た
ちは岸田政権に雇われた政府の職
員ではない筈だ。玉城知事の言葉

をかみしめ、自らの職責を自覚せ
よ。

② 大浦湾の埋め立て予定海域のサン
ゴ移植申請に対する県の不許可処
分に対し、農林水産相は「またも許
可するよう「是正の指示」を行なつ
た。埋め立てができないのでサン
ゴ移植は必要ないし、また、移植
したサンゴはほとんどが死滅して
いつている。サンゴの海は県民の
財産。日本中どこを探しても他に
はない沖繩の宝もの。県は国地方
係争処理委員会への審査申し出や
裁判提訴など、可能な限りの法的
手段を駆使してあくまで抵抗し続
けている。

③ 沖繩県の2022年度ジュゴン生
息状況調査で、大浦湾の南西に位
置する名護市久志の海岸でジュゴ
ンのふんが見つかったことが判明
した。国の特別天然記念物・ジュ
ゴンは生きている。県内の古宇利
島・屋我地島や伊良部島、西表島、
黒島、来間島、池間島でもジュゴ
ンの海藻藻場の食み跡が確認され
た。日本自然保護協会の安部真理
子主任は県に対し「国に調査の必
要性と工事の中止を求めてほしい」と
訴えた。玉城知事は「国に対し、

ジュゴンの生息状況の調査拡大を求めたい」と述べている。ジュゴンの生育環境を守ることと海を埋め立て軍事基地を造ることは、未来に向けた二つの価値観の非和解的な闘争だ。

④ 2013年に日米両政府が嘉手納以南の米軍基地の返還に合意してから10年経過したが、返還実績は6・9%にとどまる。逆に、自衛隊基地も合わせた軍事基地面積の合計は過去3年間増加している。

自衛隊基地は復帰時から4・6倍に増えた。玉城デニー知事は3月訪米に続いて、来る7月には訪中する。河野洋平元衆院議長が会長を務める日本国際貿易促進協会の訪中団に同行し、経済・文化交流を通して中国との地域平和外交を進める予定だ。日米政府が沖縄を「軍事の島」として固定化しようとすることに対し、「非軍事の島」を願う県民の意思を背景に、軍事的対立の緊張緩和と対話に基づく平和外交をアピールしていく。玉城知事の活動は米中対立を和らげる緩衝材の役割を果たすだろう。

⑤ 沖縄防衛局は2017年から嘉手納飛行場と普天間飛行場における

すべての米軍機を対象とした24時間体制の目視調査を行ない、離着陸時刻や機種などを記録してきた。そうした記録をもとに、米軍機による部品落下事故や騒音などに関する自治体やメディアからの問い合わせに対し、離着陸時刻や機種などを回答してきた。しかし、沖



辺野古埋立6年、海上大行動(4月25日)

縄防衛局は3月から、離着陸時刻が分からないようデータの正確な公表を制限し始めた。米軍からの要望だという。あつかましい米軍のあからさまな基地自由使用の要求に日本政府が同調している。米軍の治外法権、日本の影の主権者は米軍であるという実態はこんなところにひよいと顔を出すのだ。県は、日米地位協定の改定によって、PFAS(有害な有機フッ素化合物)汚染源の解明など米軍に対する規制を強めようと努力している。

●自己決定権を有する行政主体としての沖縄

琉球新報の毎週土曜日のコラム『佐藤優のウチナー評論』4月15日付で、佐藤さんは、3月30日県議会でも決された「沖縄県差別のない社会づくり条例」を画期的だとして、次のように述べている。

筆者は沖縄の歴史的、文化的特殊性に鑑みて、沖縄がそれ以外の日本と連邦(フェデレーション)もしくは国家連合(コンフェデレーション)

を形成するのが望ましいと考えている。そうなれば独自の裁判権を持つことも可能だ。それによって、日本の中央政府が一方的に定めたルールにしたがって、辺野古新基地建设を法的に強要されるという事態も回避できる。

沖縄は自己決定権を持つ主体として「基本法(憲法)」を制定する必要があるが、「沖縄県差別のない社会づくり条例」は「基本法」の人権規定の内容を先取りしている。……沖縄の自己決定権確立に向けた動きが一歩進んだ。……

「連邦もしくは国家連合」という佐藤さんの考えに賛同する。沖縄をめぐる様々な問題が噴出する中、中央政府の下に従属する沖縄県ではなく、東京の政府と対等の主権を有する沖縄の未来に向かって、県民の闘いは確実に進んでいくと思う。日本全国の人々が、沖縄の自己決定権に関する理解を広く議論し深めていただければ幸いだ。

(おきもと ひろし／「島ぐるみ八重瀬の会」事務局長等)

維新がほぼ完勝した大阪の統一自治体選挙

— 選挙結果から見えてくるものと今後の闘い —

寺本 勉

4月におこなわれた統一自治体選挙において、大阪府では大阪維新の会がほぼ完勝した。「ほぼ」というのは、維新が市長を務める堺での市議選で議席を増やせず、後半の市長選でも高槻・吹田などで敗北したからである。

維新にとって重要だったのは、万博やIR（統合型リゾート）・カジノの会場となる予定の夢洲（ゆめしま）を抱える大阪市で、引退した松井前市長に代わる新人候補が市長に当選し、同時に大阪市議会で過半数を制したことだった。これにより維新は公明党に配慮しながら議会運営する必要がなくなった。そして事前の公約通り、4年後の市議選から定員を9〜12議席減らすという条例案を出そうとしている。また、「民意が示された」（吉村知事）として、国は選挙前半戦直後の4月14日、IR・カジノの事業

計画を認定した。

こうした大阪での選挙結果をどのように考えるのか、そして新自由主義的な都市開発路線とポピュリズム的政策を併用する維新政治との闘いをどのようにつくっていくのか、私たちの前には大きな課題が突きつけられている。

◆ 知事選・大阪市長選での維新圧勝が示すもの

大阪府知事選・大阪市長選は、維新公認の吉村知事と「公募」で選ばれた横山元府議が圧倒的な票差で当選する一方、反維新・非維新候補はダブルスコア以上の敗北を喫するという結果に終わった。知事選では、吉村が243・9万票と票を伸ばしたのに対し、連合などでつくる「アツプデートおおさか」が擁立した谷口候補が43・8万票、共産党などが推

薦した辰巳候補が26・3万票で二人合わせても、前回の小西候補125・4万票に遠く及ばない惨敗に終わった（参政党の吉野候補は11・5万票）。大阪市長選でも、横山の66・6万票（ほぼ前回の松井と同じ）に対して、事実上の反維新統一候補となった元自民党市議の北野候補は26・8万票と、こちらも前回の柳本候補47・6万票から大幅に票を減らした。投票率は、知事選46・98%、市長選48・33%でいずれも5割を切り、特に大阪市長選は、維新が登場して以降で見ると最低の数字だった（反維新陣営が選挙をボイコットした2014年選挙を除く）。市長選と2回の「大阪都構想」住民投票の投票率を比較すると、市長選が24〜28%も低くなっている。中身を見ると、市長選での維新候補の得票数と住民投票での「賛成」票の間に大きな差

がないのに対し、反維新候補の市長選得票数は住民投票での「反対」票を大きく下回り、今回は半分以下という結果だった。ここから推測できるのは、「大阪市をなくすかどうか」が唯一の争点だった住民投票では投票所に向いて「反対」票を投じたが、選挙では投票に行かないという有権者がきわめて多かったということである。

それでは、選挙の最大の争点とされた「カジノ・IR」をめぐるはどうだったろうか。選挙前の大阪府有権者対象の世論調査では、「カジノ・IR」反対が賛成を上回っていた（読売新聞によれば反対44%、賛成38%）が、投票所の出口調査では賛成が反対よりも多かった（同じ読売の知事選出口調査では、賛成57%、反対41%）。このことは、カジノ反対と考えている有権者の相当部分が

投票しなかった、あるいは特に知事選ではカジノに反対であっても維新の吉村候補に投票したことを示している。

◆府議会に加え大阪市議会でも過半数を制した維新

大阪府議選では定員が9人減とされた中、維新は前回から4議席増の55議席を獲得して全議席(定員79)の7割を占めた。1人区で全勝し、落選者はわずか1人という圧勝ぶりだ。「定員削減は多数党に有利」という定式をまさに立証する結果となった。定員が削減された9つの選挙区では東大阪市で共産党が議席を失ったのを除けば、自民党が落選、ないしは不戦敗となった。その結果、府議会自民党は選挙前の16議席から半数以下の7議席へと激減した。いわゆる立憲野党系は共産党が吹田市で唯一の議席を獲得し、立憲民主系は現職2人が当選を果たすことで野党全滅はかろうじて回避された。

た。また、自民党は市議団幹事長の落選を含め3減の11議席、共産党は2減の2議席となり、立憲民主、れいわは当選者を出せなかった。

◆維新圧勝の要因は何か

大阪の選挙で維新が圧勝したのは、従来からのコアな支持層に加え、維新II「改革」派という宣伝がある程度浸透し、支持を増やしている社会的土壌が存在しているからである。この記事では触れていないが、大阪以外の地域での維新伸長の要因もそこにあると思われる。大阪ではそれに加えて、維新の政策が自らの支持層(になると思われる層を含めて)に手厚い施策をとることでコアな支持を固めている。その結果、住民分断が進むとともに、分断された一方の側では諦めと政治への無関心が蓄積していく。そして、低い投票率のもとで勝利を重ねるという方程式がくり上げられているのだ。

反維新陣営は、カジノ・IRを争点にして維新に対抗しようとした。

そのこと自体は当然だったが、すでに選挙前から「カジノだけでは選挙に勝てないのではないか」という指摘がされていたのも事実である。た

とえば、大阪市民交流会の中野雅司さんは、2月21日の市民集会で「大阪が維新によってどれだけ酷い状況になったのか、維新に代わってどんな大阪をつくるのか」を示し、それを多くの市民に広めなければ維新に勝利することはできないと訴えられていた。たとえ維新が「カジノ・IR誘致は決定済み」として意識的にカジノ問題を争点から外した影響があるにしても、大阪の将来について維新とは違う選択肢やビジョンを示すという点で決定的に立ち遅れていたことは否めないだろう。

また、連合が「共産党の支援を受ける候補は支持しない」ことを大前提にして、事実上の野党と市民の統一候補が出ている選挙区でも自民党候補を推薦したことも指摘しておくなければならない。

◆維新と対峙する次の闘いへの希望の芽

こうした中で、堺市議選で維新が議席を伸ばすことができず、野党系や市民派議員が議席を確保できたことは、6月予定の堺市長選へ弾みをつける結果となった。この背景には、前回の市長選後に結成された「市民

1000人委員会」が持続的で活発な運動を展開し、その結果として反維新の共同戦線が維持されてきたことがある。

また、都構想住民投票の際の反対運動と同様に、きっかけさえあれば維新政治に対する不満が表面に出る可能性があることを示した例もあった。たとえば、府議選・阿倍野区では、維新候補の無投票当選を阻止するために告示直前に立候補を決めた候補者が、全くのボランティア選挙で1・5万票を獲得した。この選挙活動に関わった私の知人が「数千票くらいかと考えていたので驚いた」と言うほどの健闘だったのである。

今回の選挙で改めて示されたのは、あれこれの政治勢力の組み合わせや選挙戦術の模索では維新に勝てないという現実であり、堺の例が示すように、住民とともに「大阪の将来をどうするのか」を考え、それを政策に落とし込み、原則的で大衆的な社会運動、労働組合運動、市民運動などを持続的に展開していくことこそが維新と真に対峙していく道だということである。

(てらもと つとむ／「どないする大阪の未来ネット」運営委員)

野党共闘・平岡氏、自民世襲・岸氏に惜敗

―衆院山口2区補欠選挙―

岸信夫前防衛相の体調不良による議員辞職にともなう衆院山口2区補

欠選挙が4月23日、投開票され、無所属元職の平岡秀夫氏(69)が5万5601票(47・5%)を獲得し、党新人・岸信千代氏(31)に公明推薦に惜敗した。投票率は42・41%

で、2021年の前回投票率を9・20%下回った。

平岡氏は、衆院当選5回、うち4回は山口2区で自民候補を破り「自民王国」に風穴を開け、民主党政権で法相を務めたが、2014年12月の衆院選で敗れたのを機に政界を離れ、東京で弁護士をしていた。この補選にあたって、立憲民主党幹部から出馬を打診され、平岡氏は3月20日に無所属での立候補を表明した。共産党も候補擁立を決めていたが、「市民連合@やまぐち」の仲介で出馬を取り止め、候補を平岡氏に一本化、事実上の野党共闘が成立した。

岸信千代氏は信夫氏の長男で、安倍晋三元首相の甥、安倍晋太郎元外相の孫、岸信介元首相の曾孫にあたる。信千代氏はフジテレビ記者を経て20年11月から22年8月まで防衛相秘書官を務め、今回の補選に出馬、

4代目の世襲議員をめざした。「自民王国」山口県では、衆院補

選前の全4区を信夫氏や安倍元首相ら自民党世襲議員が占め、世襲がいわばスタンダードだったこともあり、信千代氏は2月7日の立候補表明にあわせ、ホームページのトップに家系図を載せた。家系図には、前記の4名を含む計6名の政治家の名前を記す一方で、政治家でない男性や母・女性の記載が一切なかった。この露骨な世襲アピールに対して、ネット上で「家系図ではなく私自身を見てほしいと思うのが普通。この感覚では庶民のための政治はできない」「著名な政治家以外は存在意義がないのか」など世襲批判が噴出したため、2月13日に家系図は削除された。

山口2区内には、極東最大の航空基地に変貌した米軍岩国基地(岩国

市)があり、上関原発(上関町)建設が計画されている。

平岡氏は選挙戦で、軍事費倍増、敵基地攻撃能力保有を明記した安保3文書を真つ向から批判し、「防衛費倍増より、暮らしと子育てを!」「敵基地として中国を攻撃したら、反撃が岩国基地にきて、基地周辺にも戦争被害が生じる。米中の仲を取り持つ外交努力をすべきだ」と訴えた。また、「原発ゼロの社会実現、上関原発計画中止」を力強くアピールした。

一方、岸氏は、「米軍岩国基地は国防の要、騒音と安全安心の課題に取り組み、地域振興策を進める」とし、上関原発計画については「山口県や上関町が国の政策に協力している立場を国に伝える」との表現で、推進姿勢を示した。また、憲法改正も訴えた。



岩国市の街頭で演説する平岡氏(左は鳩山元首相)

新聞各社は山口2区の情勢調査で、平岡氏と岸氏が「五角の戦い」「横

●この経験を活かして

政治に向き合う

姫野 敦子

早くから、立憲民主党本部主導による候補者擁立を求めてきた補選について、山口4区候補の公認が内定した後、2区も平岡氏を公認候補とする動きが党本部の一部であり、山口県連幹事有志も公認に向けて議論を重ねた。しかし、県議選を直前に抱え、2つの補選を戦うのは困難との意見もあり、このままでは準備が間に合わない

と判断された平岡氏が、無所属で立候補することを決断された。

有権者の反応は、「ここ数年、

政治に対して『あきらめ』しかなかったが、よくぞ立候補してくれた」「選肢肢を示してくれてありがたい」「今の政治の問題点をわかりやすく話してもらい、何が重要なのかを知った」等々、好意的な意見が多かった。一方、選挙公示前日までしか貼ることのできない2

一線」と伝えた。平岡氏は無所属での出馬だったが、菅直人元首相、西

連ポスター（立憲・篠原孝衆院議員と平岡氏）を短期間ながらお願

いして掲示したものの、公示後はポスター掲示場以外にはポスターが貼れない、街宣車も選挙カー1台のみ（それ以外も無所属では様々な制限があった）と、対立候補との差異を感じた方からは「やる気があるのか？」と苦言を呈された。結果的には敗戦であったが、「短期間であったが、がんばられた」「民主主義の大切さを痛感した」などの意見をいただいた。

相手候補には、平岡氏がマイク納めでも語ったように、若いので経験を積んで地元でともに暮らし、地域をよく知って活動して欲しい。できるだけの努力はしたものの、力及ばず残念だった。多くの方々が真剣に向き合い、ご協力いただいて選挙とともに支え合えたのは感謝の限り。これからもこの経験を活かして政治に向き合いたい。

（平岡秀夫選对本部を代表して 岩国市議）

村智奈美代表代行ら立憲民主党国会議員が連日、応援に駆け付けた。共産党からも、宮本岳志衆院議員らが

応援に入った。終盤には鳩山由紀夫元首相も応援に入り、平岡氏と岩国市の商店街を歩いた。選挙戦後半、平岡氏と応援弁士は世襲批判を強化し、「家系図より家計簿をみて生活に

よりそう政治家を選ぼう」「家系図ではなく未来図で選ぼう」と訴えた。岸氏の応援には、菅義偉前首相や

茂木敏充幹事長ら自民党の「大物」が相次いで駆け付け、最終盤には急きょ林芳正外相（山口3区選出）が

岩国市に入った。林氏は街頭演説で「まさかの選挙展開になっている。2区で一番有権者の多い岩国が最後の勝敗のカギを握っている。信千代さんをお父さん、ひいおじいちゃん（岸信介元首相）のような立派な政治家にみんなで育てていこう。それがこの選挙だ」と呼びかけた。

最終的に、岸陣営は平岡陣営を圧倒する組織力を活かし当選にこぎつけた。しかし、平岡氏の得票（2万1905票）が、米軍岩国基地を抱える、自らの地元・岩国市で、岸氏（2万1590票）を上回ったこと

は、大きな意義をもっている。また、朝日新聞の出口調査では、無党派層の75%が平岡氏に票を投じた。平岡氏は選挙結果について、翌朝、JR岩国駅前で「岸田政権の政策の決め方、政策の本身に不安や怒りを感じている人たちの受け皿になる役割はある程度果たせた」と有権者に報告した。また、報道陣の取材に「選挙期間中、有権者から最も多く聞いた声は、世襲批判だった。今回の票の出方は世襲批判が大きいのではないか」との分析を示した。

平岡氏は立憲民主党山口県連の顧問を務めているが、今回、同党の公認ではなく、連合推薦もない無所属・野党共闘候補として選挙を戦った。平岡氏は、8年半ものブランクを経て今回の選挙戦となったが、2014年の衆院山口2区の選挙結果は、民主党（当時）・平岡秀夫氏5万7814票、自民党・岸信夫氏9万6799票、共産党・赤松義生氏1万1115票だった。自民党は今回、野党共闘で出馬した平岡氏にたいして、「立憲共産党」と揶揄・批判したが、野党共闘は大きな力を発揮し、そのもとで平岡氏は大健闘した。

（編集部M）

野党共闘・有田氏、無念、戦いを引き継ごう

—安倍元首相死去に伴う衆院山口4区補選—

山下 隆 夫

安倍晋三元首相の死去に伴い4月

に実施された衆院山口4区補欠選挙

は、安倍氏後継の元下関市議の吉田

真次(38)、元参院議員で立憲民主党

公認の有田芳生(71)、政治家女子48

党公認の渡部重衣、無所属の竹本秀

之、大野頼子の新人5候補で争われ

たが、実質的には自民党公認、公明党

推薦の吉田氏と有田氏の一騎打ちと

なった。有田氏に対しては、共産党、

社民党が自主的支援を表明、れいわ

新選組も実質的には自主支援の形で、

自公対立憲野党の戦いとなった。

選挙結果は、吉田氏5万1961

票、有田氏2万5595票で吉田氏

の勝利で幕を下ろした。結果だけを

見るとダブルスコアでの有田氏敗

北であるが、惜敗率は一年半前の衆

院選における野党統一候補を25・5

割、得票率は14・7割上回り、共同

通信の出口調査で有田氏が無党派層

の50%、吉田氏が37%と13割上回っ

ている。

当選した吉田真次氏は、下関市議

会で「朝鮮通信使をユネスコの記憶

遺産に登録することは相応しくない」と

発言。また、機関砲らしきものを

積んだ中国の船がわが国の領海に侵

入してきた際には、青島市との姉妹

都市のあり方について見直しを求め

るなど、嫌中・嫌韓を憚らない人物

である。また、ある会合の懇親会で

私と隣り合わせた、吉田氏の同級生

が「国民の祝日に国旗を掲揚しない

のは非国民だ、という極端な考え方

を持つているから彼に投票したこと

はない」と語るなど、安倍元首相以

上の右翼思想の持ち主である。選挙

チラシや選挙公報に憲法改正を掲げ

「国会議員の責務として、改正案の

提示と国民的議論の喚起」としてい

るが、国会議員は「憲法を尊重し擁

護する義務を負ふ」と憲法第99条で

規定されており、国会議員の責務は

憲法を変えることではなく、憲法の

理念に基づいた国家を創るために働

くことであることすら理解していな

い人物でもある。

一方、有田芳生氏は「黙さず、闘う」

という決意の下、旧統一協会問題、ア

ベノミクスの検証、拉致問題の解決

の3つを争点に掲げ選挙戦を展開し

た。ジャーナリストらしく、取材に

基づいた具体的な話には説得力があ

り、街頭演説をはじめると自然に人

が集まってきた。有田氏の訴えが確

実に有権者に届いたことを惜敗率と

得票率が物語っている。選挙にもし

もは禁句だが、3月15日の立候補表

明がもう1ヶ月早ければ違った結果

が出ていたのではないか。「過去を学

ぶことはできるが変えることはでき

ない。未来は知ることができないが

変えることはできる」と有田氏は街

頭演説や個人演説会で語っていたが、

それを実感した選挙戦でもあった。

また、有田氏は「敗れることが恥

ではない。敗れるかもしれないこと

を恐れて闘わないことが恥なのであ

る」と述べ、闘いのないところには

何も生まれないことを示唆してくれ

た。これまで、「総がかり行動」や

野党共闘等を通じこの地でしっかりと

と闘ってきた自負があった。しかし、

心のどこかで負けることを前提に闘

うふりをしていただけではないか。知

らず知らずのうちに諦め本気で闘う

ことを忘れていたことに、気付かさ

れたのは私だけではないと思う。こ

の地で活動している多くの仲間が感

じたことだと思う。ゆえに、選挙後、

「有田さんありがとう」という声が

あちこちで聞かれたのである。

有田氏は敗戦が決まると「当選に

至らずおわび申し上げる」と述べた

後、「保守王国で生まれた熱狂を次の

戦いに継いでほしい」と我々にエー

ルを送った。山口4区に二石を投げ、

保守の固い岩盤に風穴を開ける希望

を与えてくれた。風穴を開け破壊す

るまで「黙さず、闘う」ことが、有田

氏が我々に託したミッションである。

(やました たかお/下関市議)

『教育と愛国』

齊加尚代監督

評者 鈴木右文

「教育と愛国」(二〇二二)は教育を巡る問題に関するドキュメンタリー。監督は長年教育を取材し、大阪の毎日放送で二〇一七年に放送した番組をもとに、取材を加え再構成して映画化した(二〇一九年に岩波書店から書籍化もされた)。

特にフォーカスされているのは、二〇〇六年の教育基本法改「正」以降の教科書検定。道徳教科書でパン屋が和菓子屋に代わった件について、全日本パン協同組合幹部から不満を聞くインタビューに始まる(なぜ国や郷土を愛する態度についてパンが不適切なのか)。歴史教科書については、教科書会社が付度して修正する仕組みとなったことを指摘する出版労連幹部、東京でほぼ独占のシェアを持ちながら「自虐史観」と攻撃されて倒産した日本書籍、「新しい歴史教科書をつくる会」とその育鵬社系と自由社系への分裂、教科書会社や採択する学校への葉書による脅

かしと話は続く。葉書については森友問題の籠池氏と保守派市長に取材し、いかにいいかげんな攻撃であるかを明らかにする。

慰安婦問題では、リベラル派学者と保守派学者(何と歴史から学ぶ必要はないと発言)の意見の対比、慰安婦は従軍でなく強制でもないとする政府に沿った記述を求めて、説明会で巧みに教科書会社に圧力をかける文部科学省、大阪の公立中学校で慰安婦問題を教える教諭への吉村知事からの批判、大阪大のジェンダー論研究者と杉田水脈との対立、愛知のトリエンナーレ問題等を扱う。

福岡市内での上映を見逃し、週末に大分県中津市での自主上映に出掛けた。うなずきながらあつと言う間の一〇七分。キネマ旬報二〇二二年文化映画第四位。しかし、例のおおりの観客はシニアだけだった。

(すずき ゆうぶん/九州大学 言語文化研究院教員)

《編集後記》

▼今号のメインタイトルを「『あらたな戦前』の到来を許さない!」としました。

このスローガンは、多くの人々の実感として、ここかしこで掲げられています。「あらたな戦前」と言いだし始めたのは、たしかタレントのタモリだったような記憶があります。が、彼の感覚には、ひじょうに鋭いものがあり、「ハッ」とさせられることも度々です。

▼ところで、長かった「コロナ禍」、まだ去ったわけではありませんが、この大型連休で、久しぶりに帰郷したり、家族連れで行楽地へと繰り出したりと、抑えられていた行動が一挙に解禁となり、楽しまれた方も多かったのではないのでしょうか?

しかし、医師会がいうように「コロナがなくなつたわけではない」のです。人々の注意が少々、緩んできた時こそ、改めてコロナ・パンデミックの怖さを、思い起こす必要があるのではないのでしょうか? 日常生活で、警戒心を緩めないようにしましう。

▼さて、一応、日常に戻った日々で

すが、改めて、物価高騰にはおどろかされます。買物に出ると、一回、数千円があれよあれよという間に、まさに羽が生えたように財布から「飛んでいき」ます。そして、ロシアの攻撃で冬を越せないウクライナの人々の状態までとは言わずとも、水光熱費の超々高値が容赦なく襲います。「原発回帰」や「原発再稼働」のために仕組んでいるのではと勘繰りたくなります。

▼当方、昨年7月以来、2日に一度、透析のため病院通です。早や10ヶ月、漸く症状が安定しはじめ、少し仕事が可能になりました。それでも、一回5時間、ベッドに縛り付けられるのは、やはり「苦痛」です。 (編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)
〒753-0212 山口市下小鯖28336-9
(T/F) 083-929-3674
山口連絡所
(T/F) 083-902-3030
郵便振替口座
01520-5-12786
加入者名 反戦情報
銀行口座
福岡銀行箱崎支店
普通預金 2012672
加入者名 永田信男
E-mail:nagatanobuo@gmail.com

バックナンバー紹介

反戦情報

2023・4・15 No.463

「戦線膠着」状態のなか考えるべき「交渉」

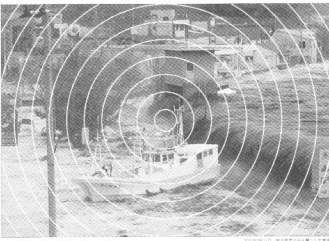


「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25

反戦情報

2023・3・15 No.462

巨大地震の危険性は果たして去ったか？



「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25

反戦情報

2023・2・15 No.461

米国追従の岸田大軍拡、日本も戦場化の危険



「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25

反戦情報

2023・1・15 No.460

「台湾有事」口実の「新たな戦前」を許さない！



「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25

反戦情報

2022・12・15 No.459

対中戦争準備に日本を駆り立てるアメリカ



「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25

反戦情報

2022・11・15 No.458

虚偽の「電力危機」煽り原発延命狙う岸田政権

日本の電力網と電力会社の管轄
Electricity grid and companies in Japan

- 北海道電力 Hokkaido
- 東北電力 Tohoku
- 東海電力 Toei
- 北陸電力 Hokuriku
- 中部電力 Chubu
- 関西電力 Kansai
- 中国電力 Chugoku
- 四国電力 Shikoku
- 九州電力 Kyushu
- 沖縄電力 Okinawa

60Hz / 50Hz

「反戦情報」の発行の趣意	1
「反戦情報」の発行の趣意	2
「反戦情報」の発行の趣意	3
「反戦情報」の発行の趣意	4
「反戦情報」の発行の趣意	5
「反戦情報」の発行の趣意	6
「反戦情報」の発行の趣意	7
「反戦情報」の発行の趣意	8
「反戦情報」の発行の趣意	9
「反戦情報」の発行の趣意	10
「反戦情報」の発行の趣意	11
「反戦情報」の発行の趣意	12
「反戦情報」の発行の趣意	13
「反戦情報」の発行の趣意	14
「反戦情報」の発行の趣意	15
「反戦情報」の発行の趣意	16
「反戦情報」の発行の趣意	17
「反戦情報」の発行の趣意	18
「反戦情報」の発行の趣意	19
「反戦情報」の発行の趣意	20
「反戦情報」の発行の趣意	21
「反戦情報」の発行の趣意	22
「反戦情報」の発行の趣意	23
「反戦情報」の発行の趣意	24
「反戦情報」の発行の趣意	25